



青健福第515号
令和4年5月27日

社会福祉法人 青森県共同募金会
会長 元木 篤子 殿

青森県知事 三村 申 吾



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

有効期間

令和4年5月29日から令和9年5月28日まで